

# 協業の助長 がねらい

資料

注目される……  
「農事組合法人」

どんな制度か？  
農業協同組合法の一部改正により「農事組合法人制度」が創設され、七月一日から施行された。農事組合とは、熊本県という農家組合あるいは部落組合の意味。部落組合は全国の農村にあり、農業に関する共同事業を実施しているが、これまでは任意組合であったため、いろいろ不都合が多かった。そこで今度、その事業を拡充し、或は更に進んで共同経営などをやる場合に、法人格を取得するみちを開き、法律上特別の取り扱いをすることにした。従って、今後農事組合には、今までどおりの任意組合と、法人格を有する組合の二種類があることになる。これから述べることは、法人格を有する農事組合のことである。この制度のねらいは、簡単にいえば、農業基本法第十七条の「協業の助長」ということにつきなわち「組合員の農業生産

クリート製の四角なサイロ。重箱をとつともなく大きくしたものとさえよ。一方の側面に前後へスライドする柵があり、牛が飼料をたべ進むと、自然に柵が奥へ押されていくという仕掛け。容量は約二万貫というから大したものだ（普通のサイロは約千貫）すべてが大がかりで模範的だ。

大規模草地改良事業で  
この牧場開設の発端は農林省の自給飼料調査という。改良すればすばらしい牧場になる!!と考えた町当局は、慎重な計画をたてて、牧場開設に乗り出した。約七十四畝の用地は五十戸程の農家の所有地。これを借りあげた。経費は三十六年度の大規模草地改良事業の千八百八十二万円と主産地形成事業の四百六十三万円及びその他でまかなった。牧草の播種育成は三十六年度に終り、今年の四月には牛を入れた。管理は農協が受け持つて、いま二人の係員が、泊り込みで頑張っている。……といつても、施設が良いので、たくさんの人数はいらぬわけだ。

協業化への道  
「将来はジャージーを主体と

した見事な牧場をつくりあげますよ」という役員職員の言葉も自信タップリだ。又「運営が軌道にのつたら農家にバトンを渡します」ともいう。いわば、役場や農協が、牧野協業化の「土台」をつくつてやるというわけだ。（農家だけではなかなか協業へふみきれない場合が多いが、この方法は新しいやり方だ）

改良草地で放牧を  
阿蘇郡の牧野は約四万六千畝という。然しその利用は、掠奪的な採集と放牧で、新しい技術の導入がまだまだ少ない。改良草地の経済効果は、自然草地の五倍から六倍という。そこで、県でも改良草地の利用を「放牧方式」を主とし「採草方式」を従とした開発を考え、又飼養規模の拡大と共同経営や協業化を進める方針だ。このとき「三共牧場」が誕生したことは、畜産経営の一つの新しい方向を示すものとしてその意義は大きく、各方面からその成果が注目されているのも当然であろう。（広報課）

が、若干違うので、その主な点をあげると、  
一 剰余金の配当は、次の三種類があり、そのいずれを優先するかは、定款で定めればよい。  
① 組合員が組合の事業に従事した割合に応じてする配当  
② 組合員が組合の事業を利用した割合に応じてする配当  
③ 出資に対する配当（但し六分以内）  
二、員外従事者の制限がある。農業経営を行なう組合の事業に、常時従事する者が十人以上とすれば、そのうち八人以上までは、組合員が、組合員の家族でなければならぬことになっている。

農協と密接な関係を  
農事組合法人は、農業の経営を行なう場合は農協の正組合員になり、そうでない場合は準組合員として加入することになる。農事組合法人が設立の目的を達成し得るか否かは農協の援助協力が絶対条件といつても過言ではない。従って、農事組合法人は農協の組合員となり、最大限これを利用して、農協はまたこの制度の主旨を理解され、農事組合の育成援助に努められるようお願いしたい。（農政課）

# 協業畜産の テスト・ケース

—小国の「三共牧場」をみる—



県境いの牧場  
小国の街から北東へ……ジープで約三十分も山路を走ると、「至珍珠町・大分県」という標識が立つて、もう県境い。この県境いにひろがる広大な牧野が、小国町ご自慢の「三共牧場」。

電気柵をめぐらした七十四畝の牧野は八〇%以上が改良草地である。いま夏の太陽の下でオーチャード、ラジノクロバー、イタリアングラスなどが、緑濃く繁り、約二百四十頭のジャージーやアンガス、和牛などが、それぞれ集団をなして牧草をはんでいる。

二万貫も入るサイロ  
施設を見てみよう。牧場の中央を道路が一本東西に走り、真中に二棟の畜舎、乾草調整施設四カ所の湧水を利用した八カ所の水飲み場、熊本県でははじめてと自慢する最新式のルーズバン式サイロ一基、それにトラクターがある。管理舎は現在計画中。ルーズバン式サイロは、コン

クリート製の四角なサイロ。重箱をとつともなく大きくしたものとさえよ。一方の側面に前後へスライドする柵があり、牛が飼料をたべ進むと、自然に柵が奥へ押されていくという仕掛け。容量は約二万貫というから大したものだ（普通のサイロは約千貫）すべてが大がかりで模範的だ。

大規模草地改良事業で  
この牧場開設の発端は農林省の自給飼料調査という。改良すればすばらしい牧場になる!!と考えた町当局は、慎重な計画をたてて、牧場開設に乗り出した。約七十四畝の用地は五十戸程の農家の所有地。これを借りあげた。経費は三十六年度の大規模草地改良事業の千八百八十二万円と主産地形成事業の四百六十三万円及びその他でまかなった。牧草の播種育成は三十六年度に終り、今年の四月には牛を入れた。管理は農協が受け持つて、いま二人の係員が、泊り込みで頑張っている。……といつても、施設が良いので、たくさんの人数はいらぬわけだ。

協業化への道  
「将来はジャージーを主体と

した見事な牧場をつくりあげますよ」という役員職員の言葉も自信タップリだ。又「運営が軌道にのつたら農家にバトンを渡します」ともいう。いわば、役場や農協が、牧野協業化の「土台」をつくつてやるというわけだ。（農家だけではなかなか協業へふみきれない場合が多いが、この方法は新しいやり方だ）

改良草地で放牧を  
阿蘇郡の牧野は約四万六千畝という。然しその利用は、掠奪的な採集と放牧で、新しい技術の導入がまだまだ少ない。改良草地の経済効果は、自然草地の五倍から六倍という。そこで、県でも改良草地の利用を「放牧方式」を主とし「採草方式」を従とした開発を考え、又飼養規模の拡大と共同経営や協業化を進める方針だ。このとき「三共牧場」が誕生したことは、畜産経営の一つの新しい方向を示すものとしてその意義は大きく、各方面からその成果が注目されているのも当然であろう。（広報課）

